

事 務 連 絡

平成 28 年 2 月 5 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森谷 賢

連合会が発行する産業廃棄物管理票における
産業廃棄物の種類として廃水銀等の追加について
(廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定にともなう追加)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申しあげます。

さて、日本政府は、平成 28 年 2 月 2 日の閣議で「水銀に関する水俣条約」の締結を決定しました。近日中に国際連合事務総長宛に受諾書が寄託される見込みです。

既に国内では、本条約の締結を踏まえた国内措置として、水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正がおこなわれたところです。

そのうち廃棄物処理法政省令改正では、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されました(※1)。本改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行される見込みとなっています(※2)。

このことを受け、当連合会では、連合会発行産業廃棄物管理票(直行用単票、直行用連続票)の産業廃棄物の種類(特別管理産業廃棄物)に「廃水銀等」を「13 号廃棄物(有害)」の後に追加いたします(別紙)。

この変更(品目の追加)に対応した産業廃棄物管理票が頒布されるのは、現在の在庫状況等から 5 月末～6 月中旬頃となる見込みです。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降に廃水銀等を取り扱う場合であって、現行の産業廃棄物管理票を用いる場合には、種類(特別管理産業廃棄物)の欄に「廃水銀等」と記載して使用いただければ問題ありません。

※1：廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 第 5 号ニ

廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

※2：水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日を施行日としている。

(担当：調査部 日浦)